

## 求人者・登録者（求職者）の皆様へ

株式会社スプラウト  
ブランドキャリア事業部  
TEL 03-4500-4650

弊社株式会社スプラウト ブランドキャリア事業部は、有料職業事業許可証（許可番号 13-ユ-040335）の元、紹介事業を行うに伴い、下記に関する事項についてお知らせ致します。

### 【取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲】

当社の取扱業務範囲は、全職種です。

取り扱う主な業界は、ファッション・アパレル業界の関連が中心となります。

具体的な職種としては、デザイナー、パタンナー、生産・品質管理、MD、VMD、営業、広報、PR プレス、販売促進、店長、販売、人事・教育、総務、経理、事務、システム等が中心になりますが、全職種を取扱っております。

取扱の地域は日本全国です（多くは首都圏になります）

### 【手数料に関する事項】

求人者・・・募集する企業様より徴収する紹介手数料は（別紙 1-①）を参照下さい。

求職者・・・仕事を探しの方（登録者）の方は、弊社紹介サービスに関してはすべて無料になります。（手数料は徴収いたしません）

### 【返戻金制度に関する事項】

当事業所は紹介して就職した求職者が、早期に離職した場合に手数料の一部を返戻する制度を設けております。

#### （紹介手数料の返金規定）

1. 求人者（乙とする）は人材紹介企業（株式会社スプラウト甲とする）に対し、甲の紹介した求職者（以下、単に「求職者」という。）と乙の間の雇用契約が、求職者の入社後 3か月未満に、求職者の都合による退社又は求職者の責めに帰すべき事由によって終了したときは、別途定める返金規定に基づき、紹介手数料の全部又は一部の返金を求めることができる。
2. 「求職者の都合による退社」とは、雇用契約の内容に著しい相違がないこと、かつ、求職者の一方的な意思で雇用契約を終了された場合をいうものとする。また、前項の「求職者の責めに帰すべき事由」とは、求職者が乙の就業規則等に違反し、法律的に有効に解雇された場合をいうものとする。ただし、経歴詐称、虚偽申告等を理由とする解雇については、甲が求職者の経歴詐称、虚偽申告等の事実を容易に知り得なかった場合には、これに当たらないものとする。
3. 求職者が乙の責めに帰すべき事由によって退職した場合、又は求職者の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合には、乙は甲に対し、紹介手数料の全部又は一部の返金を求めることがないものとする。

尚、乙は甲に対し、書面をもって、紹介手数料の返金を請求しなければならず、甲は乙に対し、書面による請求月の翌月末までに、相応の紹介手数料の全部又は一部を返金するものとする。（詳細は、基本契約書及び個別契約に内容を記載）

基本の返金内容（個別契約にて都度記載）

1 か月未満 紹介手数料金の 80%

3 か月未満 紹介手数料金の 50%

### 【個人情報の取扱いに関する事項】

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の栗原真理子及び西尾大介です。

個人情報に関する教育・指導について隨時行います。また職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に一度職業紹介責任者講習を受講するものとする。取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらにこれに基づき訂正の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

### 【苦情処理に関する事項】

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の栗原真理子及び西尾大介です。

苦情の申し出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理致します。

■一般登録型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)  求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、 より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> (または <u>円</u> )  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> (または <u>円</u> )  手数料負担者は來人者とします。 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (または <u>円</u> )  手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

■サーチ／スカウト型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0円 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索 (※2)	着手金 <u>100万円</u> 活動1日あたり <u>実費額</u> (または、活動1時間あたり <u>円 (%) )</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (または <u>円</u> )  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (または <u>円</u> ) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※3)は含まれておりません。別途加算となります。

■再就職支援型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (※1)	着手金 <u>100万円</u> / 相談・助言終了時 <u>円 (%)</u> / 成功報酬 <u>100万円 (%)</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> (または <u>円(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の<u>35%</u>(または<u>円手数料負担者は 求人者 とします。</u></u>

上記手数料には、消費税(※3)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 : 13-コ-040335

事業所の名称及び所在地 : 株式会社スプラウト 東京都港区西麻布3-24-21 ヴィレッジ山手ビル301